

# 田 辺 市 防 災 対 策 ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム

令和 8 年 3 月 改訂

田 辺 市

## 目 次

|        |                      |    |
|--------|----------------------|----|
| 第1     | アクションプログラム策定の背景      | 1  |
| 1      | 大規模地震発生のおそれ          | 1  |
| 2      | 一般災害発生のおそれ           | 5  |
| 3      | アクションプログラムの必要性       | 7  |
| 第2     | アクションプログラムの基本的な考え方   | 8  |
| 1      | 目的                   | 8  |
| 2      | 基本理念                 | 8  |
| 3      | アクションプログラムの位置付け      | 8  |
| 4      | 減災目標                 | 8  |
| 5      | 計画期間                 | 9  |
| 6      | アクションプログラムの体系        | 9  |
| 7      | アクション項目の分類           | 10 |
| 8      | 推進体制                 | 11 |
| 9      | アクション項目の体系表          | 12 |
| 第3     | アクション項目一覧表           | 13 |
| 基本目標1  | 防災力向上のためのまちづくり・人づくり  | 13 |
| 施策の柱1  | 津波対策の推進              | 13 |
| 施策の柱2  | 洪水対策の推進              | 15 |
| 施策の柱3  | 土砂災害対策の推進            | 15 |
| 施策の柱4  | 建築物等の耐震化の推進          | 16 |
| 施策の柱5  | 災害に強いまちづくりの推進        | 19 |
| 施策の柱6  | 防災意識の高揚              | 20 |
| 施策の柱7  | 地域の防災体制づくりの推進        | 22 |
| 施策の柱8  | 行政の防災体制の強化推進         | 24 |
| 基本目標2  | 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり  | 27 |
| 施策の柱9  | 災害応急対策の整備推進          | 27 |
| 施策の柱10 | 被災後の生活支援体制の充実        | 29 |
| 基本目標3  | 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり | 32 |
| 施策の柱11 | 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり | 32 |
| 第4     | 用語解説                 | 34 |

# 第1 アクションプログラム策定の背景

## 1 大規模地震発生のおそれ

### (1) 大規模地震発生のおそれ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方から関東地方にかけて強い揺れとともに大津波が襲来し、死者・行方不明者合わせて2万人を超える大災害となりました。

また、近い将来、東海・東南海・南海地震等の連動による大地震の発生が懸念されている中で、本市は過去にも、約90年から150年周期で繰り返し発生している海溝型大地震により、大きな被害に見舞われてきました。

昭和南海地震が1946年（昭和21年）に発生してから約80年が経過した今日、政府の地震調査研究推進本部が示すモデルの一つでは、南海トラフ沿いで発生する大地震の今後30年以内の発生確率（算定基準日：令和8年1月1日）は、60～90%程度以上と、非常に高い値になっています。

一方、近年は、東日本大震災以降も熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）と、最大震度6強～7を観測する地震が頻発しており、それぞれ大きな被害が発生しています。

令和6年能登半島地震（1月1日）では、まさに新年の幕開けと同時に、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測し、建物被害、津波、火災、インフラ寸断など広範な被害が生じました。

この“元日の直撃”は、日本が大地震をいつ・どの瞬間に迎えてもおかしくないという現実を、改めて強烈に突きつける出来事となりました。

阪神・淡路大震災（平成7年1月）以降、日本は地震活動期に入ったと指摘する専門家もあり、大地震は予兆もなく突然襲いかかるものだと言われています。全国には約2,000の活断層が確認されており、発生確率が低い地域でも大規模地震が起こり得ることは、熊本地震（発生確率1%未満）がそのことを明確に示しています。

### (2) 想定される地震と被害の状況

和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）では、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として、「①東海・東南海・南海地震（同時発生）」、「②南海トラフ巨大地震による地震」、の2つの地震が想定されています。

和歌山県地震被害想定調査報告書における想定地震

| 想定地震          | 地震の規模<br>(マグニチュード) | 震源断層の位置     | 震源断層の深さ   |
|---------------|--------------------|-------------|-----------|
| ① 東海・東南海・南海地震 | 8.7 相当             | 駿河トラフ～南海トラフ | 約 10～30km |
| ② 南海トラフ巨大地震   | 9.1 相当             | 駿河トラフ～南海トラフ | 約 30～40km |

(平成 26 年 3 月時点における被害想定)

津波浸水想定概要

|          | 3 連動地震<br>(和歌山県) | 南海トラフ巨大地震     |               |
|----------|------------------|---------------|---------------|
|          |                  | H25 和歌山県      | H24 内閣府       |
| 最大津波高    | 5m～10m           | 8m～19m        | 8m～20m        |
| 想定浸水区域   | 5,660ha          | 12,620ha      | 10,660ha      |
| 最短津波到達時間 | 第 1 波最大津波高       | 津波高 1 m : 3 分 | 津波高 1 m : 2 分 |

(平成 25 年 3 月公表)

本市に影響を及ぼすとされる 2 つの地震の中で、被害が最も大きくなるとされる南海トラフ巨大地震による被害は、人的被害が死者数 15,600 人、負傷者数が 3,530 人、地震動による建物の全壊が 22,300 棟に上ると予測されています。

和歌山県地震被害想定調査報告書概要（田辺市の被害想定）

| 想定地震     |            | 3 連動地震        | 南海トラフ巨大地震     |
|----------|------------|---------------|---------------|
| 地震の規模    |            | Mw 8.7        | Mw 9.1        |
| 想定震度     |            | 7 ～ 5 弱       | 7 ～ 6 弱       |
| 建物<br>被害 | 揺れによる全壊棟数  | 10,000 ( 18%) | 10,100 ( 18%) |
|          | 津波による全壊棟数  | 2,600 ( 5%)   | 11,600 ( 21%) |
|          | 焼失棟数       | 4,200 ( 8%)   | 630 ( 1%)     |
|          | 全壊棟数計      | 16,700 ( 31%) | 22,300 ( 41%) |
|          | 半壊棟数計      | 8,600 ( 16%)  | 8,200 ( 15%)  |
| 人的<br>被害 | 建物倒壊による死者数 | 440 ( 0.5%)   | 360 ( 0.4%)   |
|          | 津波による死者数   | 2,100 ( 3%)   | 15,200 ( 19%) |
|          | 火災による死者数   | 200 ( 0.2%)   | 21 ( 0%)      |
|          | 死者数計       | 2,800 ( 3%)   | 15,600 ( 19%) |
|          | 重傷者数計      | 930 ( 1%)     | 930 ( 1%)     |
|          | 軽傷者数計      | 2,900 ( 4%)   | 2,600 ( 3%)   |

| 想定地震                 |                              |            | 3 連動地震        | 南海トラフ巨大地震      |
|----------------------|------------------------------|------------|---------------|----------------|
| 地震の規模                |                              |            | Mw 8.7        | Mw 9.1         |
|                      | 閉込者数計                        |            | 110 ( 0.1%)   | 67 ( 0.1%)     |
| 上水道被害                | 管被害箇所数                       |            | 3,300         | 3,800          |
|                      | 断水人口                         | 発災直後       | 75,100 (100%) | 75,200 (100%)  |
|                      |                              | 1 日後       | 71,300 ( 95%) | 72,000 ( 95%)  |
|                      |                              | 1 週間後      | 35,700 ( 47%) | 36,000 ( 48%)  |
|                      |                              | 1 ヶ月後      | 30,500 ( 41%) | 31,600 ( 42%)  |
| 下水道被害                | 下水道支障人口                      | 発災直後       | 2,300 ( 23%)  | 3,600 ( 37%)   |
|                      |                              | 1 日後       | 2,000 ( 20%)  | 2,800 ( 29%)   |
|                      |                              | 1 週間後      | 1,000 ( 10%)  | 2,000 ( 20%)   |
|                      |                              | 1 ヶ月後      | 160 ( 2%)     | 310 ( 3%)      |
| 電力                   | 停電軒数                         | 1 日後       | 7,400 ( 19%)  | 32,600 (100%)  |
|                      |                              | 4 日後       | 2,600 ( 7%)   | 25,100 ( 77%)  |
|                      |                              | 1 週間後      | 2,200 ( 6%)   | 25,100 ( 77%)  |
| 固定電話                 | 不通回線                         | 発災直後       | 12,500 ( 48%) | 25,700 (100%)  |
|                      |                              | 1 日後       | 11,200 ( 43%) | 25,700 (100%)  |
|                      |                              | 1 週間後      | 11,000 ( 43%) | 19,800 ( 77%)  |
|                      |                              | 1 ヶ月後      | 7,800 ( 30%)  | 19,800 ( 77%)  |
| 携帯電話                 | 不通ランク                        | 発災直後       | B (つながりにくい)   | A (非常につながりにくい) |
|                      |                              | 1 日後       | B (つながりにくい)   | A (非常につながりにくい) |
|                      |                              | 1 週間後      | B (つながりにくい)   | A (非常につながりにくい) |
|                      |                              | 1 ヶ月後      | C (ややつながりにくい) | A (非常につながりにくい) |
| 地震の影響を受ける道路の区間延長(km) | 揺れ(震度)の大きな区間                 | 震度 7       | 22 ( 5%)      | 13 ( 3%)       |
|                      |                              | 震度 6 強     | 112 ( 23%)    | 285 ( 59%)     |
|                      |                              | 震度 6 弱     | 243 ( 50%)    | 184 ( 38%)     |
|                      | 津波浸水深 30 cm 以上<br>液状化危険度大の区間 | PL 値 15~30 | 43 ( 9%)      | 47 ( 10%)      |
|                      |                              | PL 値 30~   | 26 ( 5%)      | 35 ( 7%)       |
|                      |                              |            |               |                |
| 地震の影響を受ける鉄道の区間延長(km) | 揺れ(震度)の大きな区間                 | 震度 7       | 4 ( 44%)      | 1 ( 11%)       |
|                      |                              | 震度 6 強     | 5 ( 56%)      | 8 ( 89%)       |
|                      |                              | 震度 6 弱     | 0 ( 0%)       | 0 ( 0%)        |
|                      | 津波浸水深 30 cm 以上<br>液状化危険度大の区間 | PL 値 15~30 | 3 ( 33%)      | 3 ( 33%)       |
|                      |                              | PL 値 30~   | 1 ( 11%)      | 1 ( 11%)       |
|                      |                              |            |               |                |
| 地震の影響を受けると予想         | 揺れ(震度)の大きな区                  | 震度 7       | 2 ( 7%)       | 2 ( 7%)        |
|                      |                              | 震度 6 強     | 6 ( 21%)      | 15 ( 54%)      |

| 想定地震                    |               |             | 3連動地震            | 南海トラフ巨大地震        |
|-------------------------|---------------|-------------|------------------|------------------|
| 地震の規模                   |               |             | Mw 8.7           | Mw 9.1           |
| 想されるヘリコ<br>プター発着予<br>定地 | 間             | 震度 6 弱      | 12    ( 43%)     | 11    ( 39%)     |
|                         | 津波浸水深 30 cm以上 |             | 1    ( 4%)       | 2    ( 7%)       |
|                         | 液状化危険         | PL 値 15～30  | 1    ( 4%)       | 0    ( 0%)       |
|                         | 度大の区間         | PL 値 30～    | 4    ( 14%)      | 5    ( 18%)      |
| 避難<br>者数                | 避難所に避<br>難する者 | 1 日後        | 20,400    ( 25%) | 31,200    ( 39%) |
|                         |               | 1 週間後       | 23,200    ( 29%) | 24,700    ( 31%) |
|                         |               | 1 ヶ月後       | 13,900    ( 17%) | 13,300    ( 17%) |
|                         | 避難所外生<br>活者   | 1 日後        | 10,900    ( 14%) | 15,900    ( 20%) |
|                         |               | 1 週間後       | 8,100    ( 10%)  | 6,200    ( 8%)   |
|                         |               | 1 ヶ月後       | 32,500    ( 41%) | 31,000    ( 39%) |
| 帰宅困難者数                  |               | 11,800      |                  |                  |
| 必要<br>物資<br>数量          | 1 日後～3 日後     | 食料(食/3 日間)  | 219,600          | 336,800          |
|                         |               | 飲料水(リットル/日) | 641,600          | 647,200          |
|                         | 4 日後～<br>7 日後 | 食料(食/3 日間)  | 333,400          | 355,600          |
|                         |               | 飲料水(リットル/日) | 748,600          | 755,100          |
|                         | 毛布 (枚)        |             | 46,300           | 62,400           |
| 津波堆積物 (t)               |               |             | 110,000～233,000  | 251,000～532,000  |
| 災害廃棄物                   |               | 可燃物 (t)     | 270,000          | 371,000          |
|                         |               | 不燃物 (t)     | 961,000          | 1,474,000        |
| 要援護者施設等の津波浸水予測          |               |             | 23 施設            | 61 施設            |

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）  
（注）重複処理を行っているため、要因別の合計とは一致しない。

## 2 一般災害発生のおそれ

### (1) 風水害発生のおそれ

本市の市街地地域は、氾濫原や三角州などの堆積平野が分布する左会津川、右会津川の河口部を中心として発達しています。

また、中山間地域では、河川沿いのわずかにみられる低地に集落が立地しています。

このような地理的条件の上に、台風常襲地域でもあることから、本市は台風や集中豪雨による高潮や河川氾濫等の風水害が比較的発生しやすい条件にあるといえます。

実際に、平成23年9月2日から4日にかけて台風12号による大雨により、熊野川の本流及び支流が氾濫し本宮地区や請川地区などでは多くの家屋が浸水するなど大きな被害を受けました。

一方、本市は約33.5kmの海岸線を有するという地理的条件から、特に台風による高波・高潮が比較的発生しやすい状況にあり、平成16年10月には台風23号による高波で目良団地が浸水による大きな被害を受けました。

### (2) 想定される洪水の規模

平成17年の水防法改正により、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定された左会津川及び熊野川（本宮地区）の浸水想定区域指定の際に和歌山県が用いた計算条件及び想定被害は次のとおりです。

和歌山県が浸水想定区域を設定する際に用いた計算条件及び想定被害

| 河川名           | 洪水の規模      | 浸水面積  | 床上浸水   | 床下浸水   | 浸水区域内人口 | 備考             |
|---------------|------------|-------|--------|--------|---------|----------------|
| 左会津川          | 概ね1回／50年程度 | 607ha | 1,480戸 | 1,644戸 | 7,789人  |                |
| 熊野川<br>(本宮地区) | 既往最大       | 184ha | 443戸   | 15戸    | 1,057人  | S34.9<br>伊勢湾台風 |

### (3) 土砂災害発生のおそれ

近年の市街地周辺部への人口増加や土地利用の多様化が進む中、本市においても山麓等への危険性が高い居住地域が増加する傾向にあります。

また、山地で構成される地域においては、一般に斜面や溪流からの様々な土砂災害に対する危険性が高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、土砂災害が発生しやすい条件にあります。

平成23年の台風12号による被害では、大規模な山腹の深層崩壊などにより、尊い命や財産が失われるなど大きな被害を受けたところです。

土砂災害に関連する区域指定等

| 区 分        | 意 味                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土石流危険渓流    | 山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって落下する自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流。                                                                                                      |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所。                                                                                         |
| 地すべり危険箇所   | 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所。                                                                                                       |
| 土砂災害警戒区域等  | 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」によって定められる区域で、土砂災害（かけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害の発生するおそれがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発行為に対する許可制などのソフト対策を推進しようとするもの。 |



### 3 アクションプログラムの必要性

近年、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、国においては、令和7年7月1日に中央防災会議で「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ地震によって想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させること、建築物の全壊・焼失棟数を概ね5割減少させることが減災目標として定められました。

減災目標を達成するためには、国はもとより、地方公共団体、関係機関、住民が一体となった取組が不可欠です。そのため、東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体は、地震防災戦略を踏まえた「地域目標」を定めることが要請されています。特に、東日本大震災、台風12号災害を受けて、こうした取組への強化が必要となっています。

こうしたことから、和歌山県では、平成26年10月に東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ大地震による津波の死者数をゼロにする「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」を策定しました。

一方で、沿岸部から内陸部まで広大な市域を抱える本市は、台風、梅雨前線による豪雨等に伴う洪水や高潮などの風水害や土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害への対応も重要な課題となっています。

これらを背景に、現在、本市では、「田辺市地域防災計画」を基本として、各種防災対策を推進しているところですが、地域防災計画の内容を体系化し、各施策を講じていくうえでの達成目標を設定することにより、地域防災計画の実効性を高め、全庁的に速やかに具体的な防災対策を進めていくとともに、県、市、関係機関及び市民が力を合わせて防災対策に取り組むことにより、「災害に強いまちづくり」の推進を図るため、「田辺市防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

本市では平成21年10月に「田辺市防災対策アクションプログラム」を策定し、防災対策に取り組んできましたが、今後も引き続き令和17年度末までの10年間を期限とし防災対策アクションプログラムに取り組めます。

## 第2 アクションプログラムの基本的な考え方

### 1 目的

南海トラフ巨大地震等の地震災害や、風水害、土砂災害などの災害に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、田辺市地域防災計画を基本に、今後、市として取り組むべき施策を体系化した行動計画として策定するものです。

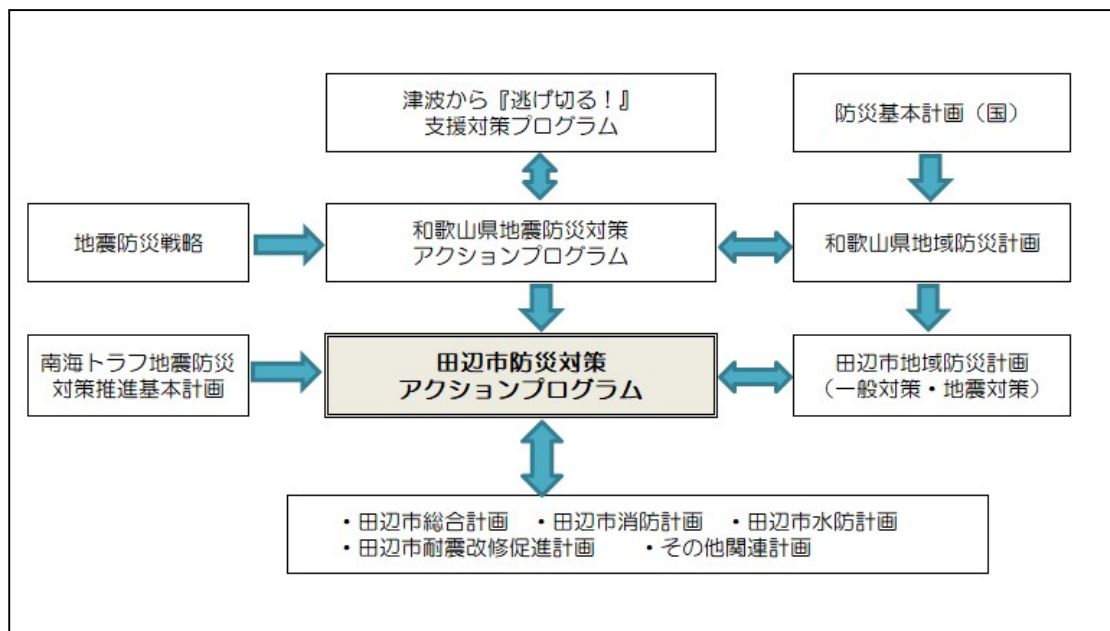
### 2 基本理念

「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進することにより、安全で住みよいまちづくりを目指します。

### 3 アクションプログラムの位置付け

このアクションプログラムは、田辺市地域防災計画に基づき実施する施策のうち、令和7年度末までに重点的に取り組む事業の行動計画です。

国の地域防災戦略や南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び和歌山県地震防災アクションプログラム、津波から「逃げきる！」支援対策プログラム並びに田辺市総合計画その他関連計画と整合を図りながら事業を展開します。



### 4 減災目標

令和17年度末までに本市が達成すべき減災目標は、地震災害に関し、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画における「今後10年間で南海トラフ地震の死者数をおおむね8割

減とする」目標及び「建築物の全壊・焼失棟数をおおむね 5 割減とする」目標を基本とし、これに風水害及び土砂災害に対する減災目標を加えた、次のとおりとします。

#### **【減災目標】**

令和 17 年度末までに

##### **①南海トラフ沿いで発生する大規模な地震による**

- ・ 人的被害の軽減に関し、想定される死者数をおおむね 8 割減少させる。
- ・ 物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊・焼失棟数をおおむね 5 割減少させる。

##### **②風水害及び土砂災害による人的被害を 0 にする。**

## **5 計画期間**

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 箇年とします。

## **6 アクションプログラムの体系**

### **(1) 基本目標**

減災目標を推進するための 3 つの基本目標を設定します。

このアクションプログラムでは、田辺市地域防災計画の大きな 3 つの区分（1. 災害予防、2. 災害応急対策、3. 災害復旧・復興）に従う形で 3 つの基本目標を設定しています。

#### **【基本目標】**

- 1. 防災力向上のためのまちづくり・人づくり**
- 2. 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり**
- 3. 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり**

### **(2) 施策の柱**

基本目標を推進するため、11 の施策の柱を設定します。

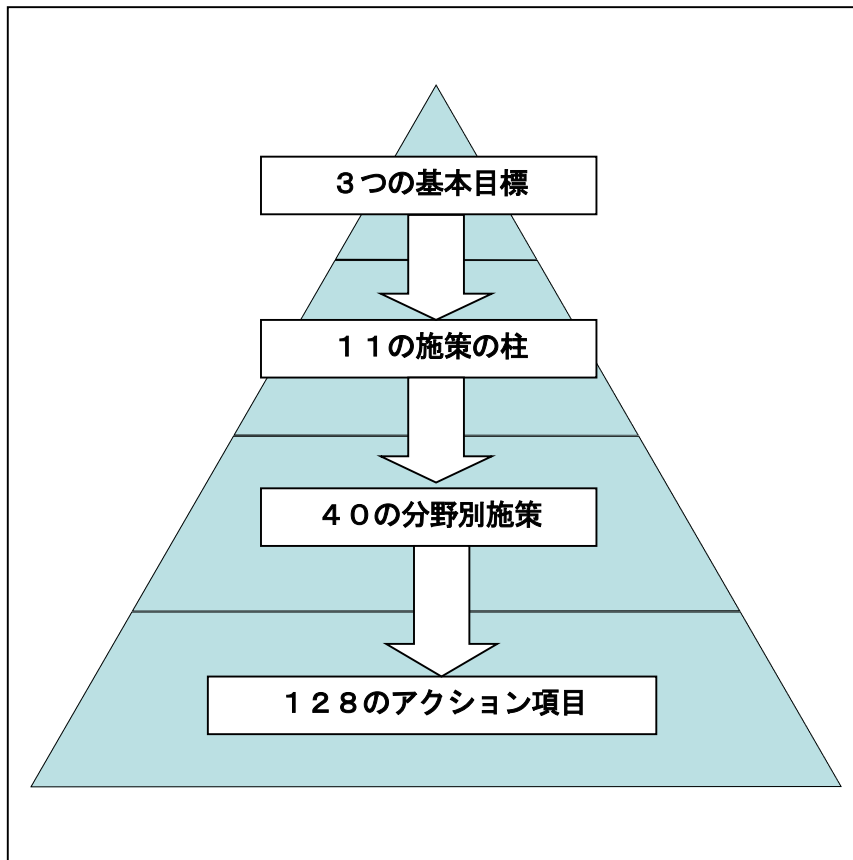
### **(3) 分野別施策**

施策の柱を推進するため、40 の分野別施策を設定します。

### **(4) アクション項目**

分野別施策を推進するため、128 のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、担当課室等を設定します。

田辺市防災対策アクションプログラムの体系図



## 7 アクション項目の分類

### (1) 実施期間

アクションには「短期」「中期」「長期」のいずれかの実施期間を設定しました。

担当課室等はこれらの期間を目標として、アクションを推進します。

①短期・・・・・・・・概ね1～2年で完了又は集中実施するもの。

○啓発・教育・訓練等繰り返し行うもの

○連携強化 ○マニュアル・指針・計画の策定など

②中期・・・・・・・・概ね4年程度で完了するもの。

○システム整備 ○施設整備など

③長期・・・・・・・・5年後以降も継続的に実施するもの。

○建築物の耐震化 ○基盤整備など

### (2) 実施主体

大規模な災害が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、自助（市民や企業自らの取組）・共助（自主防災組織や隣近所同士の取組）・公助（県や市など行政の取組）が協働して防災対策を行っていくことが重要です。

このアクションプログラムでは、アクション項目毎に、次のとおり実施主体を分類し

ています。

- ①市（教育委員会、消防本部含む）
- ②県（教育委員会、警察本部含む）
- ③国（地方支分局、自衛隊等を含む）
- ④社会福祉協議会
- ⑤防災関係機関（各医療機関・医師会等の公共的機関、通信・電気・輸送等の公益的事業を営む法人等）
- ⑥住民
- ⑦自主防災組織
- ⑧自治組織（町内会、自治会等）
- ⑨その他

### (3) 主担当課室

市におけるアクションの担当課室を記載しています。

## 8 推進体制

### (1) 推進員の配置

このアクションプログラムの実効性を確保するため、関係各課室にアクションプログラムの推進員を置き、各アクションの進行管理を行います。

### (2) アクションの検討及び修正

計画期間中に新たなアクションが必要となった場合や、最新の地震防災の動向等を踏まえアクションの見直しが必要となった場合は適宜、検討及び修正を行います。

## 9 アクションプログラムの体系表

【基本理念】 「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進することにより、安全で住みよいまちづくりを目指します。

| 基本目標                   | 施策の柱                       | 分野別施策                                                                                                               |
|------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 防災力向上のためのまちづくり・人づくり  | 1 津波対策の推進                  | 1 津波避難対策の推進<br>2 津波予防対策の推進                                                                                          |
|                        | 2 洪水対策の推進                  | 3 洪水避難対策の推進<br>4 洪水予防対策の推進                                                                                          |
|                        | 3 土砂災害対策の推進                | 5 土砂災害避難対策の推進<br>6 土砂災害予防対策の推進                                                                                      |
|                        | 4 建築物等の耐震化の推進              | 7 民間建築物の耐震化の推進<br>8 市有建築物等の耐震化の推進<br>9 公共土木施設の耐震化の推進<br>10 指定文化財の耐震化の推進                                             |
|                        | 5 災害に強いまちづくりの推進            | 11 緊急交通路等の整備推進<br>12 ライフライン対策の推進<br>13 孤立化対策の推進<br>14 避難施設・避難路等の整備推進                                                |
|                        | 6 防災意識の高揚                  | 15 市民の防災意識の啓発<br>16 学校における防災教育の充実                                                                                   |
|                        | 7 地域の防災体制づくりの推進            | 17 地域防災力の強化<br>18 ボランティア活動の充実・強化<br>19 企業防災の推進                                                                      |
|                        | 8 行政の防災体制の強化推進             | 20 行政防災力の強化<br>21 初動体制の強化と役割分担の明確化<br>22 情報収集・伝達体制の強化<br>23 職員の防災能力の向上                                              |
| 2 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり  | 9 災害応急対策の整備推進              | 24 救急・医療体制の確保<br>25 広報体制の整備<br>26 消防力の強化<br>27 災害時要援護者支援対策の推進<br>28 緊急輸送道路等の確保                                      |
|                        | 10 被災後の生活支援体制の充実           | 29 避難所運営体制の整備<br>30 情報発信体制の整備<br>31 飲料水等の確保体制の整備<br>32 緊急物資確保体制の整備<br>33 被災者の健康支援体制の整備<br>34 被災者の相談体制の整備            |
| 3 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり | 11 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくりの推進 | 35 被災者の救援・生活支援対策の推進<br>36 し尿、ごみ、がれき処理対策の強化<br>37 衛生、防疫、遺体処理活動体制の強化<br>38 応急住宅対策の強化<br>39 事業継続の取組の推進<br>40 災害復興計画の策定 |

### 第3 アクション項目一覧表

#### 基本目標 1 防災力向上のためのまちづくり・人づくり

##### 施策の柱 1 津波対策の推進

南海トラフ地震など、海溝型地震の特徴である津波被害の軽減を図るため、津波からの避難対策を推進するとともに、ハード対策による津波の被害軽減を図ります。

##### 分野別施策 1 津波避難対策の推進

| アクション項目                     | 期間 | 実施主体                | 担当課室                                         | アクションの概要及び目標                                                                        |
|-----------------------------|----|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 津波避難訓練の実施                 | 短期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課                                     | 津波被害の危険性のある沿岸町内会等を対象とした訓練を毎年実施する。<br>また、町内会ごとのきめ細かな訓練についても、自主防災組織等と連携を図りながら、随時実施する。 |
| 2 津波避難ビルの指定及び暫定的津波避難ビルの設定推進 | 短期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課                                     | 現在の津波浸水域及びその周辺における津波避難ビルの充足度について検証しながら、津波避難ビルの確保を図るため、整備に係る補助金制度を継続して実施する。          |
| 3 避難行動要支援者の津波からの避難体制の確立     | 短期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課<br>福祉課<br>やすらぎ対策課<br>障害福祉室<br>健康増進課 | 避難行動要支援者に対する津波からの避難行動の補助や情報伝達が迅速に行えるよう、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、地域での避難誘導体制づくりを進める。       |

##### 分野別施策 2 津波予防対策の推進

| アクション項目          | 期間 | 実施主体   | 担当課室 | アクションの概要及び目標                                                                                                                   |
|------------------|----|--------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 海岸保全施設の機能点検の実施 | 短期 | 県<br>市 | 水産課  | 堤防、護岸、樋門など既存の海岸保全施設は基本的に高潮対策を目的に整備してきているが、津波に対しても一定の防護効果があるため、これらの既存施設が津波発生時にも防護機能を最大限発揮できるよう、県と連携して海岸保全施設の機能点検の強化と改善方法の検討を行う。 |
| 5 海岸保全施設の機能強化    | 長期 | 県<br>市 | 土木課  | 海岸保全施設における機能点検の結果を踏まえ、県に対し、耐震補強や嵩上げ等の機能強化を要望する。                                                                                |

|    |                                          |    |             |                              |                                                                                                |
|----|------------------------------------------|----|-------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 河川堤防の整備<br>推進                            | 長期 | 県           | 土木課                          | 県に対し、河川堤防の整備推進を要望する。                                                                           |
| 7  | 漁港での地震津<br>波防護                           | 長期 | 県<br>市      | 水産課                          | 市管理漁港については、施設（防波堤、護岸等）の整備を推進し、さらに耐震化を検討するとともに、県管理漁港についても同様に整備推進を要望する。                          |
| 8  | 水門・樋門の遠<br>隔操作・自動化<br>の推進（県管理<br>分）      | 長期 | 県<br>市      | 管理課                          | 既設の水門・樋門（県管理分）で現地操作となっているものについて、県に対し全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動による遠隔操作や自動化が可能となるよう整備を要望する。           |
| 9  | 水門・樋門の遠<br>隔操作・自動化<br>の推進（市管理<br>分）      | 長期 | 市           | 農業振興課<br>管理課                 | 既設の水門・樋門のうち、手動操作となっている箇所について、遠隔操作・自動化・集中管理できる施設への改修を検討する。                                      |
| 10 | 津波一時避難場<br>所の設定推進                        | 短期 | 市<br>自主防災組織 | 防災まちづ<br>くり課<br>土木課<br>都市計画課 | 自主防災組織、町内会等と連携を図りながら、津波からの一時避難場所の設定を推進するとともに、国や県に対し、高速道路及び幹線国道の整備時における津波一時避難場所及び津波避難路の設定を要望する。 |
| 11 | 津波避難路とし<br>ての市道の整備                       | 長期 | 市           | 土木課<br>防災まちづ<br>くり課          | 沿岸町内会における避難経路を点検した上で、市道の整備を計画的に実施する。                                                           |
| 12 | 自主防災組織に<br>よる津波避難路<br>の整備推進              | 中期 | 自主防災組織      | 防災まちづ<br>くり課                 | 沿岸町内会における避難経路を点検した上で、小規模な津波避難路の整備については、補助金等による支援を行う。                                           |
| 13 | 市民や観光客が<br>津波から円滑に<br>避難できる方策<br>の検討及び構築 | 短期 | 市           | 防災まちづ<br>くり課                 | 集客施設及びその周辺に対して、情報伝達手段等を充実させるなど、津波からの円滑な避難体制を構築する。                                              |



## 施策の柱 2 洪水対策の推進

台風や集中豪雨などによる洪水に備えるため、洪水からの避難体制の確立を図るとともに、河川等の適切な維持管理等による洪水予防対策の推進を図ります。

### 分野別施策 3 洪水避難対策の推進

| アクション項目                         | 期間 | 実施主体                | 担当課室                                         | アクションの概要及び目標                                                                  |
|---------------------------------|----|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 14 市民等に対する洪水に関する情報や避難方法の伝達体制の充実 | 短期 | 市                   | 防災まちづくり課<br>管理課<br>行政局総務課<br>行政局産業建設課<br>警防課 | 気象予警報や水防警報等の河川情報、流域の雨量や水位情報等の洪水に関する情報を迅速に把握し、リアルタイムで関係機関や市民に提供する情報伝達体制の充実を図る。 |
| 15 地域における洪水からの警戒避難体制の整備         | 短期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課<br>管理課<br>行政局総務課<br>行政局産業建設課<br>警防課 | 災害時に迅速な避難情報の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導等を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、避難体制の確立を図る。            |

### 分野別施策 4 洪水予防対策の推進

| アクション項目           | 期間 | 実施主体   | 担当課室                            | アクションの概要及び目標                                            |
|-------------------|----|--------|---------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 16 河川・排水路の整備と維持管理 | 長期 | 県<br>市 | 管理課<br>土木課<br>都市計画課<br>行政局産業建設課 | 堤防や護岸等の改築・改良について県に対し要望を行うとともに、排水路・ポンプ場等の整備及び適切な維持管理を行う。 |

## 施策の柱 3 土砂災害対策の推進

土石流・崖崩れ・地すべりといった土砂災害に備えるため、避難体制の確立を図るとともに、土砂災害対策について県に要望を行うことにより、土砂災害対策の推進を図ります。

### 分野別施策 5 土砂災害避難対策の推進

| アクション項目                           | 期間 | 実施主体 | 担当課室                                  | アクションの概要及び目標                                                            |
|-----------------------------------|----|------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 17 市民等に対する土砂災害に関する情報や避難方法の伝達体制の充実 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>土木課<br>行政局総務課<br>行政局産業建設課 | 気象予警報、土砂災害警戒情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報を把握し、提供する情報の検討と関係機関や市民に迅速に通報できる体制の充実を図る。 |

|    |                        |    |                     |                                              |                                                                    |
|----|------------------------|----|---------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 18 | 地域における土砂災害からの警戒避難体制の確立 | 長期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課<br>土木課<br>行政局総務課<br>行政局産業建設課<br>警防課 | 災害時に迅速な避難情報の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導等を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、避難体制の確立を図る。 |
|----|------------------------|----|---------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|

#### 分野別施策 6 土砂災害予防対策の推進

| アクション項目              | 期間 | 実施主体        | 担当課室                     | アクションの概要及び目標                                                                            |
|----------------------|----|-------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 土砂災害ハザードマップの広報・周知 | 短期 | 市           | 土木課<br>行政局産業建設課          | 県の「わかやま土砂災害マップ」や「たなべWebMap（土砂）」の活用方法等を広報・周知する。                                          |
| 20 急傾斜地崩壊防止対策の推進     | 長期 | 県<br>国<br>市 | 土木課<br>行政局産業建設課          | 緊急性・経済性等を考慮しながら、急傾斜地崩壊危険区域の指定拡大及び危険性の高い急傾斜地の崩壊防止事業の推進を国及び県に対し要望する。                      |
| 21 土石流対策の推進          | 長期 | 県<br>国<br>市 | 土木課<br>行政局産業建設課          | 国及び県に対し、土石流危険渓流に係る砂防事業の推進を要望する。                                                         |
| 22 地すべり対策の推進         | 長期 | 県<br>国<br>市 | 土木課<br>農業振興課<br>行政局産業建設課 | 緊急性・経済性等を考慮しながら、地すべり防止区域の指定拡大及び危険性の高い区域の地すべり防止事業の推進を国及び県に要望する。                          |
| 23 治山対策の推進           | 長期 | 県<br>市      | 山村林業課<br>行政局産業建設課        | 崩壊土砂流出危険地区及び、山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区等の現地確認を県・市において実施し、危険度の高い地区を選定のうえ、国・県営治山事業採択に向けて要望を積極的に行う。 |

#### 施策の柱 4 建築物等の耐震化

民間建築物や市有建築物の耐震化、公共土木施設等の耐震化を図るとともに、ライフライン対策等の推進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進します。

#### 分野別施策 7 民間建築物の耐震化の推進

| アクション項目      | 期間 | 実施主体   | 担当課室            | アクションの概要及び目標                  |
|--------------|----|--------|-----------------|-------------------------------|
| 24 耐震相談窓口の設置 | 短期 | 市<br>県 | 建築課<br>行政局産業建設課 | 市民からの耐震診断、耐震改修等に関する相談窓口を設置する。 |

|    |                                  |    |         |                 |                                                                                                                                                     |
|----|----------------------------------|----|---------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | 耐震化に関する啓発の強化                     | 短期 | 市       | 建築課<br>行政局産業建設課 | 市のホームページや広報紙・パンフレットの作成と配布、学習会等による耐震化推進の啓発活動強化を図る。町内会単位等で実施している耐震勉強会のより一層の充実を図るとともに、各種イベントにおいて、関係団体と連携して、情報提供等の推進を実施する。                              |
| 26 | 木造住宅の耐震診断の推進（田辺市木造住宅耐震診断）        | 短期 | 市<br>住民 | 建築課<br>行政局産業建設課 | 平成12年5月以前に建築された木造住宅の所有者に対し、制度の周知を強化するとともに、耐震診断の募集を行い、木造住宅耐震診断士による耐震診断を実施する。<br>田辺市耐震改修促進計画における「令和12年度末までに住宅耐震化率を92%に引き上げる」という目標を達成するため、制度の周知等を強化する。 |
| 27 | 木造住宅の耐震改修の推進（田辺市木造住宅耐震改修補助金交付事業） | 短期 | 市<br>住民 | 建築課<br>行政局産業建設課 | 耐震診断の結果、耐震性の不足する住宅の所有者に対して、助成を行うとともに、助成制度の周知等を強化し、耐震改修を推進する。<br>田辺市耐震改修促進計画に基づき、令和7年度の住宅耐震化率87.6%を令和12年度末までに92%に引き上げる。                              |
| 28 | 安心して耐震化ができる環境整備                  | 短期 | 市<br>県  | 建築課<br>行政局産業建設課 | 建築物所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができるよう、耐震相談体制の整備・充実、専門家の紹介体制の整備、インターネットによる情報提供の充実、本市の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及、利用者のニーズに応じた耐震補強の推進を図る。                             |
| 29 | 耐震化を図るための支援策の周知                  | 短期 | 市<br>県  | 建築課<br>行政局産業建設課 | 木造住宅に対する助成制度、住宅ローン減税、病院に対する助成制度、事業用建築物に係る耐震改修促進税制や融資制度の活用等の制度の周知を図る。                                                                                |
| 30 | 地震発生に備えた建築物の総合的な安全対策             | 短期 | 市<br>県  | 防災まちづくり課        | ブロック塀の倒壊対策についての啓発の強化や指導の徹底を図る。                                                                                                                      |
| 31 | 特定既存耐震不適格建築物の耐震化                 | 短期 | 市<br>県  | 建築課<br>行政局産業建設課 | 法第14条の1号特定既存耐震不適格建築物は和歌山県建築物耐震化促進計画に準じて耐震化率95%以上を目標とする。また、2号、3号建築物についても、県とも連携して、耐震化を促進する。                                                           |

### 分野別施策 8 市有建築物等の耐震化の推進

| アクション項目                    | 期間 | 実施主体 | 担当課室               | アクションの概要及び目標                                                                             |
|----------------------------|----|------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 市有建築物（学校施設及び市営住宅以外）の耐震化 | 長期 | 市    | 各施設所管課<br>建築課      | 耐震化を図る必要がある30棟のうち、令和2年度末までに13棟の耐震化を図る。残り17棟についても、耐震化の検討を進めるとともに、令和3年以降に耐震化を図る。           |
| 33 市営住宅の適切な維持・管理           | 長期 | 市    | 建築課                | 田辺市営住宅長寿命化計画に基づき、「①維持改修」「②建替え」「③バリアフリー化の推進」「④居住性の向上」を4つの目標とし、効率的かつ効果的な住宅ストックマネジメントを実施する。 |
| 34 庁舎内等のロッカー等の転倒防止対策       | 短期 | 市    | 各施設所管課<br>防災まちづくり課 | 庁舎、学校等の市有施設内におけるロッカー等の設備に転倒防止器具等を取り付けるなどの対策を推進する。                                        |

### 分野別施策 9 公共土木施設の耐震化の推進

| アクション項目             | 期間 | 実施主体   | 担当課室              | アクションの概要及び目標                                          |
|---------------------|----|--------|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 35 ため池の豪雨・震災対策調査    | 短期 | 市      | 農業振興課<br>行政局産業建設課 | 豪雨・地震により下流の民家や公共施設等への被害が懸念される、ため池の実態調査を行う。            |
| 36 地震対策上危険なため池の改修整備 | 長期 | 市<br>県 | 農業振興課<br>行政局産業建設課 | 災害による被害の軽減を図るため、危険性が高いと判断されるため池については、機能廃止も含めて検討し整備する。 |

### 分野別施策 10 指定文化財の耐震化の推進

| アクション項目      | 期間 | 実施主体     | 担当課室  | アクションの概要及び目標                                            |
|--------------|----|----------|-------|---------------------------------------------------------|
| 37 指定文化財の耐震化 | 長期 | その他<br>市 | 文化振興課 | 指定文化財のうち、建造物や工作物について、必要に応じ耐震補強及び修復工事を実施し、文化財の適切な保全に努める。 |

## 施策の柱 5 災害に強いまちづくりの推進

地震や風水害など災害に強い防災基盤の整備を図ります。

### 分野別施策 1 1 緊急交通路等の整備推進

| アクション項目               | 期間 | 実施主体   | 担当課室            | アクションの概要及び目標                                                                                               |
|-----------------------|----|--------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 幹線市道を保全する砂防関係事業の推進 | 長期 | 市<br>県 | 土木課<br>行政局産業建設課 | 地震により発生するがけ崩れ、地滑り又は地震後のゆるんだ地盤への降雨により発生するがけ崩れ、土石流等により、幹線市道が通行不能とならないように、土砂災害の発生が予想される区間から、必要な砂防関係事業を県に要望する。 |
| 39 幹線市道橋の耐震化及び長寿命化    | 長期 | 市      | 土木課<br>行政局産業建設課 | 幹線市道橋の耐震対策が必要な箇所については、優先度を考慮し計画的に耐震化を進める。<br>また、今後老朽化する橋梁の増大に対応するため、長寿命化修繕計画に基づく橋梁の維持修繕を実施していく。            |

### 分野別施策 1 2 ライフライン対策の推進

| アクション項目                | 期間 | 実施主体        | 担当課室     | アクションの概要及び目標                                                                                |
|------------------------|----|-------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40 浄水場、配水池等の耐震化        | 長期 | 市           | 工務課      | 平成 30 年度に策定した田辺市新水道ビジョン、管路耐震化・更新計画、上下水道耐震化計画等に基づき、耐震化が必要と判断される施設・管路について診断、工事を実施する。          |
| 41 ライフライン関係機関との連絡体制の強化 | 短期 | 市<br>防災関係機関 | 防災まちづくり課 | 電気、ガス及び通信の各事業者の防災担当者との担当者会議を開催し、予防対策、応急対策及び復旧対策について平常時から意見交換を行うとともに、災害時における被害状況等の連絡体制を検討する。 |
| 42 携帯電話の不通話地域の解消       | 長期 | その他<br>市    | 情報政策課    | 整備要望のある地区の携帯電話の不通話状態の解消を図るため、携帯電話事業者に対し整備要望を行う。                                             |

### 分野別施策 1 3 孤立化対策の推進

| アクション項目            | 期間 | 実施主体 | 担当課室                      | アクションの概要及び目標                                                   |
|--------------------|----|------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 43 緊急ヘリポート用地の選定・確保 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課<br>警防課 | 災害時に山間部集落等が孤立した際の救出・救護や物資搬送のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。 |

|    |                          |    |        |                    |                                                                                                                                               |
|----|--------------------------|----|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 44 | 資機材の整備及び緊急物資等の搬送体制の検討    | 短期 | 市      | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 山間部で孤立集落が発生した際に対応できるよう、整備済みの孤立無線、アンサーバック局、衛星携帯電話等を活用した通信体制を強化し運用するとともに、緊急物資等の搬送体制の整備及び運用改善を図る。                                                |
| 45 | 和歌山県孤立支援プログラムに基づく事業の実施検討 | 短期 | 市      | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 和歌山県が策定する（平成21年度中公表予定）孤立集落支援プログラムに基づく防災対策事業を実施検討する。                                                                                           |
| 46 | 農山村の孤立化防止のための林道の整備       | 長期 | 市      | 山村林業課<br>行政局産業建設課  | 集落と集落、幹線道路と集落等を結ぶ林道の整備を推進し、災害発生時の集落の孤立化を防止する。林道等開設5路線、改良3路線・舗装1路線の整備、及び橋梁・トンネルの点検等による長寿命化を図る。<br>また、被災時には、集落間林道等主要路線災害発生箇所は早期復旧に向け、最大限の対策を図る。 |
| 47 | 農山村の孤立化防止のための農道の整備       | 長期 | 市<br>県 | 農業振興課<br>行政局産業建設課  | 集落と集落、幹線道路と集落等を結ぶ農道を整備確保し、発生時の集落の孤立化を防止する。<br>農業生産基盤の向上と併せ、災害時の迂回ルートの確保という点も考慮しながら整備していく。                                                     |

#### 分野別施策 14 避難施設・避難路等の整備推進

| アクション項目                | 期間 | 実施主体 | 担当課室               | アクションの概要及び目標                                    |
|------------------------|----|------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 48 災害時に避難路として機能する道路の整備 | 長期 | 市    | 土木課<br>行政局産業建設課    | 市道の整備に当たっては、避難路としての活用も考慮に入れて実施する。               |
| 49 市指定避難施設の適正配置の検討     | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 津波、洪水、土砂災害等各種災害の種別や地域の規模等の実情を勘案し、さらなる適正配置を検討する。 |

### 施策の柱 6 防災意識の高揚

防災に関する啓発や広報活動を積極的に行うことにより、市民及び学校における防災意識の高揚を図ります。

#### 分野別施策 15 市民の防災意識の啓発

| アクション項目               | 期間 | 実施主体 | 担当課室                       | アクションの概要及び目標                                                         |
|-----------------------|----|------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 50 市ホームページにおける防災情報の充実 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>企画広報課<br>情報政策課 | 広報田辺に防災関連記事を掲載し、市公式LINE・X、地デジデータ放送、ラジオ広報で防災情報を発信するなど、市民の防災意識の高揚に努める。 |

|    |                                        |    |                     |                                           |                                                                                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------------|----|---------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 51 | 広報田辺等への<br>防災情報の掲載                     | 短期 | 市                   | 防災まちづ<br>くり課<br>企画広報課                     | 広報田辺に防災関連記事を掲載し、市民の防災意識の<br>高揚に努める。                                                                                                                                                                         |
| 52 | 河川氾濫による<br>水害リスクの周<br>知                | 短期 | 市                   | 管理課<br>防災まちづくり課<br>行政局産業建設課<br>行政局総務課     | 河川氾濫による水害リスクについて、洪水ハザードマ<br>ップ等を活用し、住民への啓発を行う。                                                                                                                                                              |
| 53 | 土砂災害情報の<br>啓発                          | 短期 | 市                   | 土木課<br>防災まちづ<br>くり課<br>行政局産業建設課<br>行政局総務課 | 土砂災害の前兆現象や避難などについての啓発を実施<br>する。                                                                                                                                                                             |
| 54 | 住宅用火災警報<br>器及び感震ブレ<br>ーカーの設置推<br>進等の啓発 | 長期 | 市                   | 予防課                                       | あらゆる機会を捉えて、一般住宅に対する住宅用火災<br>警報器の設置推進及び適切な維持管理の啓発を図る。<br>また、大規模地震では電気に起因する火災が多く発生<br>しており、電気火災のリスクを低減するため、感震ブレ<br>ーカーの普及を促すとともに、要配慮者世帯を対象<br>とした設置補助金等の支援制度について周知を進め、<br>あわせて一般世帯にも感震ブレーカーに関する情報提<br>供を広く行う。 |
| 55 | 心肺蘇生法等講<br>習会の開催                       | 短期 | 市                   | 警防課                                       | 市民、事業所等を対象に心肺蘇生法等の救命講習を実<br>施し、市民等が居合わせた心原性心肺停止事案におけ<br>る応急手当の実施率が85%以上、心肺停止救急事案に<br>おける応急手当の実施率が70%以上となるよう、応急<br>手当の普及啓発に努める                                                                               |
| 56 | ハザードマッ<br>プ・パンフレッ<br>ト等の配布によ<br>る防災広報  | 短期 | 市                   | 防災まちづ<br>くり課<br>関係課室                      | 防災訓練や防災学習会等の機会をとらえたハザードマ<br>ップやパンフレットの積極的な配布等により、市民に<br>防災に関する情報を提供する。                                                                                                                                      |
| 57 | 津波防災教育セ<br>ンター・土砂災<br>害啓発センター<br>の活用   | 短期 | 市<br>自治組織<br>自主防災組織 | 防災まちづ<br>くり課                              | 自主防災組織等に、「稲むらの火の館・津波防災教育<br>センター」（広川町）や「土砂災害啓発センター」（那<br>智勝浦町）の周知を行い、施設の活用を促す。                                                                                                                              |
| 58 | 家具等の転倒防<br>止の啓発・金具<br>等取付委託事業<br>の実施   | 短期 | 市<br>住民             | 防災まちづ<br>くり課<br>行政局総務課                    | 家具転倒防止対策の必要性に関する啓発の強化を図<br>る。<br>高齢者・障害者等に対しては、家具転倒防止金具等取<br>付事業制度の実施により、家具の固定を推進する。                                                                                                                        |



## 分野別施策 16 学校における防災教育の充実

| アクション項目                            | 期間 | 実施主体 | 担当課室  | アクションの概要及び目標                                                                                          |
|------------------------------------|----|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 59 学校における防災教育・安全指針に基づく防災教育・防災対策の推進 | 短期 | 市    | 学校教育課 | 学校における防災教育の方向性、様々な場面を想定した安全確保の取り組み、災害発生時の教職員対応マニュアルなどを取りまとめた「学校における防災教育・安全指針」に基づいた取組を各学校において積極的に実践する。 |

## 施策の柱 7 地域の防災体制づくりの推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、自主防災組織の育成や企業への啓発防災の推進などを通して、地域防災力の向上を図ります。

## 分野別施策 17 地域防災力の強化

| アクション項目                 | 期間 | 実施主体                       | 担当課室                        | アクションの概要及び目標                                                                                                                                 |
|-------------------------|----|----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60 自主防災組織による資機材整備の推進    | 短期 | 市<br>自主防災組織                | 防災まちづくり課<br>行政局総務課          | 自主防災組織の充実及び育成を図るため、防災用資機材を購入する組織に対し、補助金の交付を行うとともに、資機材の必要性の周知を行う。                                                                             |
| 61 自主防災組織による防災活動に対する支援  | 短期 | 市<br>自主防災組織                | 防災まちづくり課<br>行政局総務課          | 自主防災組織が自ら企画・実施する防災訓練や防災学習会、災害時の活動計画づくり等に対し、補助金の交付や資料の提供等による支援を行う。                                                                            |
| 62 自主防災組織の備蓄資機材管理に対する支援 | 短期 | 市<br>自主防災組織                | 防災まちづくり課<br>行政局総務課          | 自主防災組織が備蓄している防災用資機材の適切な維持管理に対して、補助金による支援を行う。                                                                                                 |
| 63 田辺市自主防災会連絡協議会の運営     | 短期 | 市                          | 防災まちづくり課<br>行政局総務課          | 自主防災組織の代表者等による「田辺市自主防災会連絡協議会」会議を年1回以上開催し、情報交換等を行うことにより、地域の防災リーダーとして自主防災組織の防災意識及び知識の向上を図る。                                                    |
| 64 防災学習会の実施と啓発活動の推進     | 短期 | 市<br>自主防災組織<br>自治組織<br>その他 | 防災まちづくり課<br>行政局総務課<br>生涯学習課 | 津波防災の日（11月5日）の前後の期間（国が示す16日間）及び防災週間（8月30日～9月5日）における、国が示す取組例を踏まえ、これらの期間には市として主体的に防災学習会や啓発活動を実施するとともに、年間を通じて地域からの要請に応じた防災学習会等を継続し、地域防災力の向上を図る。 |



|    |                          |    |             |                    |                                                                                         |
|----|--------------------------|----|-------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 65 | 避難所運営訓練の実施               | 短期 | 市<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 自主防災組織等と協働して定期的に避難所運営訓練を実施し、自助・共助・公助による防災協働社会の必要性を啓発する。                                 |
| 66 | 消防団員の確保                  | 長期 | 市           | 消防総務課              | 地域防災力の要である消防団への入団を推進し、各地区で必要となる団員数の充足を図る。<br>充足率を令和17年度末までに100%に引き上げる。                  |
| 67 | 関係業界や商店等との連携による生活用品等の確保  | 中期 | 市<br>その他    | 防災まちづくり課<br>商工振興課  | 災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び住居資機材等について、関係業界や商店等と調達に関する協定の締結を推進する。 |
| 68 | 田辺市版「自主防災組織の手引」を活用した活動支援 | 短期 | 市<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課           | 自主防災組織の平時及び災害時の活動、市内の先進事例、防災の基礎知識をまとめた田辺市版「自主防災組織の手引」を活用し、自主防災組織の活動を支援する。               |
| 69 | 自主防災組織の結成推進              | 短期 | 市<br>自主防災組織 | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 自主防災組織未結成の自治会等に対し、必要性や補助制度の啓発を行うことにより、結成を促す。<br>令和2年度までに100%に引き上げることを目指す。               |

#### 分野別施策 18 ボランティア活動の充実・強化

| アクション項目              | 期間 | 実施主体    | 担当課室            | アクションの概要及び目標                                                                                                                                                                     |
|----------------------|----|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 70 田辺市社会福祉協議会との連携の推進 | 中期 | 市<br>社協 | 福祉課<br>防災まちづくり課 | 大規模災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、災害ボランティア受入マニュアル及び田辺市社会福祉協議会が策定した災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、田辺市社会福祉協議会と連携し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、活動拠点や資機材の確保、活動時の支援体制の整備など、ボランティアが活動しやすい環境を充実させ、体制の強化を図る。 |

#### 分野別施策 19 企業防災の推進

| アクション項目    | 期間 | 実施主体     | 担当課室                   | アクションの概要及び目標                           |
|------------|----|----------|------------------------|----------------------------------------|
| 71 企業防災の推進 | 短期 | 市<br>その他 | 予防課<br>警防課<br>防災まちづくり課 | 企業への防災に関する積極的な情報提供・意見交換を実施し、企業防災を推進する。 |

|    |                     |    |                    |     |                                                                                       |
|----|---------------------|----|--------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 72 | 危険物施設等における地震防災対策の推進 | 長期 | 市<br>その他<br>防災関係機関 | 予防課 | 危険物施設、防火対象物等への立入検査時に、施設の維持管理、適正な取り扱い及び職員の保安について指導し、防災意識の向上に努める。<br>また、事業所との合同訓練を推進する。 |
|----|---------------------|----|--------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|

## 施策の柱 8 行政の防災体制の強化推進

災害対策本部・支部の機能強化を図るとともに、職員の訓練等を実施することにより、行政の初動体制の強化と災害対応能力の向上を図ります。

### 分野別施策 20 防災行政力の強化

| アクション項目                      | 期間 | 実施主体        | 担当課室               | アクションの概要及び目標                                                                                                      |
|------------------------------|----|-------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 73 災害相互応援協定等による広域応援体制の連携強化   | 短期 | 市           | 防災まちづくり課           | 災害相互応援協定を締結している奈良県橿原市、大阪府羽曳野市、新宮市、愛知県犬山市、岐阜県海津市、茨城県高萩市、北海道遠軽町、京都府綾部市、茨城県笠間市及び岩手県一関市等との連携を強化する。                    |
| 73-2 受援体制の強化                 | 中期 | 国<br>県<br>市 | 防災まちづくり課           | 策定した受援計画に基づき訓練を定期的実施し、計画のブラッシュアップを行う。また、応援職員の宿泊場所の確保など受入環境の整備も合わせて検討し、受援体制の一層の強化を図る。                              |
| 74 災害対策本部・支部の機能強化            | 短期 | 市           | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 災害対応における本部と支部（行政局）の役割分担を明確にし、防災組織の充実強化を図るとともに、市域における本部・支部間の応援体制の充実を図る。                                            |
| 74-2 行政機能の確保                 | 長期 | 市           | 総務課<br>関係各課        | 被災後における復旧や復興に支障をきたさないよう、庁舎機能等について、災害からの保全対策を講じる。                                                                  |
| 74-3 情報処理システムの安全確保           | 中期 | 市           | 情報政策課<br>関係各課      | 災害時、市の業務に支障が出ないよう、データのバックアップを行うとともに、災害相互応援協定を締結している奈良県橿原市、大阪府羽曳野市とデータの相互保管を行う。併せて、情報処理システムと行政ネットワークの安全稼働の取組を推進する。 |
| 75 田辺市防災対策アクションプログラムの改訂と進行管理 | 短期 | 市           | 防災まちづくり課           | 田辺市として取り組むべき防災対策や問題点の整理を行い、具体的に取り組むべき施策をまとめた行動計画である田辺市防災対策アクションプログラムを必要に応じて改訂する。                                  |

|    |                          |    |             |          |                                                                                        |
|----|--------------------------|----|-------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 76 | 災害に強い都市計画の立案及び推進         | 長期 | 市<br>国<br>県 | 都市計画課    | 田辺市都市計画マスタープランに基づき、地震・津波・風水害等の災害を考慮に入れた都市計画行政の立案及び推進を行う。                               |
| 77 | 持続可能で安心安全なコンパクトなまちづくりの推進 | 長期 | 市           | 都市計画課    | 持続可能で安心安全な都市構造（田辺らしいコンパクトシティ）の形成を目指し、自然災害リスクを把握、分析した上で、田辺市立地適正化計画を策定して、各種施策の立案及び推進を行う。 |
| 78 | 計画的な土地利用対策の推進            | 長期 | 市           | 土地対策課    | 和歌山県土地利用計画に基づき、計画的な土地利用を推進していく。<br>また、地質データ等土地に関する詳細な調査結果を関係機関等に広く情報提供していく。            |
| 79 | 田辺市地域防災計画の修正             | 短期 | 市           | 防災まちづくり課 | 田辺市地域防災計画について、法改正や社会情勢の変化等に応じて、常に実情に沿ったものにするため、毎年見直しを行い、市防災会議に諮り、修正を行う。                |

## 分野別施策 2 1 初動体制の強化と役割分担の明確化

| アクション項目                          | 期間 | 実施主体 | 担当課室                                     | アクションの概要及び目標                                                                                                                                            |
|----------------------------------|----|------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 80 田辺市職員災害対応マニュアルの充実強化           | 短期 | 市    | 防災まちづくり課                                 | 大規模災害時に適切な応急体制を確立するため、職員災害対応マニュアルの充実強化を図るとともに、各地で発生した各種災害や防災訓練等を通して明らかになった課題を基に、必要に応じ修正を行う。<br>また、関係職員による策定委員会（仮称）を立ち上げ、災害対策本部各般におけるより詳細なマニュアルの作成を検討する。 |
| 81 職員参集・配備訓練の実施                  | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課                       | 大地震（市内で震度5弱以上）が発生したという想定等により、職員の参集・配備訓練を実施し、職員が取るべき初動体制や参集時の問題点等の検証を行う。                                                                                 |
| 82 田辺市災害対策本部・支部の被害情報収集、伝達の実施     | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>管理課<br>警防課<br>行政局総務課<br>関係課室 | 市災害対策本部設置時における被害等情報の収集方法・ルート・体制について、現行の運用を検証し、必要な改善を行うことで、関係機関等への確実かつ迅速な情報伝達体制の強化を図る。                                                                   |
| 83 災害時における本庁・行政局参集職員の参集及び初動体制の確保 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課                       | 勤務時間外に地震の発生や警報等が発表された場合の参集基準について、必要に応じて見直しを行い、職員の初動体制が確実に確保できるよう、訓練等を通じて運用の改善を図る。                                                                       |

## 分野別施策 22 情報収集・伝達体制の強化

| アクション項目                        | 期間 | 実施主体 | 担当課室                                    | アクションの概要及び目標                                                                                                                                   |
|--------------------------------|----|------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 避難情報等の発令を行う判断方法等            | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課<br>土木課<br>管理課<br>水産課 | 「田辺市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難情報等の発令基準や判断手順を適切に運用し、発令時期を逸することのない体制の整備・強化を図る。                                                                      |
| 85 防災行政無線の保全                   | 中期 | 市    | 防災まちづくり課                                | 災害発生時並びに被災後における情報発信手段である防災行政無線（同報系）について、災害からの保全対策を講じる。                                                                                         |
| 86 防災行政無線アンサーバック局による情報収集体制の確立  | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課                      | 災害時、避難所開設員等が確実に運用できるよう、アンサーバック局の使用方法について避難所開設員説明会等で周知を行い、情報収集体制の確立を図る。                                                                         |
| 87 防災行政無線その他非常通信設備の適切な維持管理     | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課                      | 災害時に防災行政無線や衛星携帯電話等の非常通信システムが円滑に利用できるよう、適切な定期点検を実施するとともに、装置故障等の障害発生時には迅速に対応することにより、システムの機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理を図る。                                |
| 88 情報通信技術を活用した災害情報の収集伝達方法の整理検討 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>情報政策課                       | 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、安否情報システム、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）等様々な情報通信技術を活用した災害情報の収集伝達手法等についての整理検討を行う。<br>また、和歌山県防災ヘリコプターに装備するヘリテレシステムを活用した情報収集を行う。 |

## 分野別施策 23 職員の防災能力の向上

| アクション項目           | 期間 | 実施主体 | 担当課室              | アクションの概要及び目標                                |
|-------------------|----|------|-------------------|---------------------------------------------|
| 89 市職員に対する防災研修の実施 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課          | 市職員を対象とした防災研修を定期的実施することにより、職員の災害対応能力の向上を図る。 |
| 90 大学・教育機関との連携強化  | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>企画広報課 | 防災に関する最新の動向、技術や専門知識を習得するため、大学・教育機関との連携を図る。  |

## 基本目標2 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり

### 施策の柱 9 災害応急対策の整備推進

災害発生時の被害を軽減し、適切な対応を図るため、関係機関との連携の基、災害対応能力向上のための体制づくりや避難行動要支援者対策に取り組みます。

#### 分野別施策 24 救急・医療体制の確保

| アクション項目                 | 期間 | 実施主体                  | 担当課室         | アクションの概要及び目標                                                                                      |
|-------------------------|----|-----------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 91 救急医療体制の確立            | 短期 | 市<br>国<br>県<br>防災関係機関 | 健康増進課<br>警防課 | 大規模災害時の救護所開設や拠点となる病院等の確保が円滑に行えるよう、マニュアル化を図り、訓練等を通じて、救急医療体制の確立を図る。                                 |
| 92 田辺市医師会等との連携          | 短期 | 市<br>防災関係機関           | 健康増進課<br>警防課 | 田辺市医師会等の協力を得て、大規模災害時における負傷者の受け入れの可否、救護所の開設、トリアージの実施体制等についての体制整備を行う。                               |
| 93 田辺西牟婁歯科医師会等との連携      | 短期 | 市<br>防災関係機関           | 健康増進課        | 田辺西牟婁歯科医師会等の協力を得て、避難所や救護所での歯科診療や歯科保健指導についての体制整備を行う。                                               |
| 94 田辺薬剤師会等との連携          | 短期 | 市<br>県<br>防災関係機関      | 健康増進課        | 田辺薬剤師会等の協力を得て、医療及び助産救助等実施のために必要な医薬品、衛生材料、医療器具の確保に努めるとともに、避難所等での服薬指導や薬剤の仕分け作業等を行うための薬剤師の派遣体制整備を行う。 |
| 95 災害対策用医薬品等の備蓄状況の再点検実施 | 中期 | 市<br>県<br>防災関係機関      | 健康増進課        | 大規模災害時における初動3日間の救護医療に必要な医薬品等の流通備蓄を図り、点検を実施する。                                                     |
| 96 救急救命士の養成             | 長期 | 市                     | 消防総務課        | 救急業務の更なる高度化を目指し、救急救命士の新規養成に加え、薬剤投与のための追加講習への派遣も着実に進める。                                            |
| 97 救急車両・資機材の整備          | 長期 | 市                     | 消防総務課        | 救急車両・資機材の整備を進め、医療機関との連携の下、救急活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。令和7年度末までに高規格救急自動車5台の更新を図る。                      |



## 分野別施策 25 広報体制の整備

| アクション項目        | 期間 | 実施主体 | 担当課室              | アクションの概要及び目標                                                                                                                                       |
|----------------|----|------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 98 災害時の広報体制の整備 | 短期 | 市    | 企画広報課<br>防災まちづくり課 | 防災まちづくり課が収集した災害情報、支援情報、ライフライン施設復旧情報等の災害関連情報のうち公開できる内容を企画広報課が随時災害報に取りまとめ、庁内掲示、ホームページへの掲載、SNS での配信などで市民及び報道機関に迅速に伝達する。また、報道機関からの問合せ等の窓口は企画広報課に一本化する。 |

## 分野別施策 26 消防力の強化

| アクション項目             | 期間 | 実施主体 | 担当課室  | アクションの概要及び目標                                                                                                |
|---------------------|----|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 99 常備消防車両・資機材の整備    | 長期 | 市    | 警防課   | 常備消防に配備している消防用車両・消防用資機材を計画的に更新することで、消防力を維持向上させる。更新計画（令和 17 年度末までに消防車両 25 台）に沿った更新を進める。                      |
| 100 消防団車両・資機材の整備    | 長期 | 市    | 消防総務課 | 地域防災力の要である消防団に配備している消防用車両・消防用資機材を計画的に更新することで、消防力を維持向上させる。更新計画（令和 17 年度末までに消防車 30 台、小型動力ポンプ 40 台）に沿った更新を進める。 |
| 101 消防水利の充足         | 長期 | 市    | 警防課   | 消防水利の基準、地理的条件等を考慮して、耐火性貯水槽や消火栓を整備し、災害時の被害の軽減を図る。耐震性貯水槽については、断水時や大規模火災に対応するため、年次的に設置を継続する。                   |
| 102 消防職員及び消防団員の教育訓練 | 長期 | 市    | 消防総務課 | 消防大学校、県消防学校等の教育機関へ消防職団員を派遣し、技能の向上を図る。令和 17 年度末までに消防職員（消防大学校 10 名、県消防学校 90 名）及び消防団員（県消防学校 90 名）の派遣を目指す。      |

## 分野別施策 27 避難行動要支援者支援対策の推進

| アクション項目                        | 期間 | 実施主体    | 担当課室                                         | アクションの概要及び目標                                                                                             |
|--------------------------------|----|---------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 103 避難行動要支援者の把握と発生時の迅速な避難誘導の実施 | 中期 | 市<br>社協 | 福祉課<br>やすらぎ対策課<br>障害福祉室<br>健康増進課<br>防災まちづくり課 | 田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者避難支援の手引き等に基づき、避難行動要支援者の把握と災害発生時における災害情報の提供、伝達を速やかに行うとともに迅速な避難誘導の実施を図る。 |

|     |                                                  |    |         |                                              |                                                                                     |
|-----|--------------------------------------------------|----|---------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 104 | 避難行動要支援者の指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所への受入体制の整備（福祉避難所の整備） | 長期 | 市       | 福祉課<br>やすらぎ対策課<br>障害福祉室<br>健康増進課<br>防災まちづくり課 | 要配慮者の特性に応じた避難施設の受入体制を整備する。                                                          |
| 105 | 避難行動要支援者への対応を念頭に置いた防災訓練の実施                       | 短期 | 市<br>社協 | 防災まちづくり課                                     | 田辺市避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき、避難行動要支援者の避難誘導を念頭に訓練を行い、災害時に円滑に避難できるよう避難誘導体制の強化を図る。          |
| 106 | 避難行動要支援者向けの備蓄品確保の推進                              | 長期 | 市       | 防災まちづくり課<br>福祉課<br>やすらぎ対策課<br>障害福祉室<br>健康増進課 | おむつや液体ミルク等、避難行動要支援者に配慮した品目の検討を行うとともに、備蓄を推進する。<br>備蓄については流通備蓄（流通業界からの必要物品の供給）を基本とする。 |

## 分野別施策 28 緊急輸送道路等の確保

| アクション項目                     | 期間 | 実施主体 | 担当課室            | アクションの概要及び目標                                                                                                            |
|-----------------------------|----|------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 107 代替緊急輸送道路決定・早期の道路啓開体制の確立 | 長期 | 市    | 土木課<br>行政局産業建設課 | 災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱、建築物等の倒壊物等により緊急輸送道路が寸断した場合、被害程度に応じて代替路の決定及び早期の道路啓開作業が迅速に行えるよう、あらかじめさまざまなケースを想定しておくとともに体制整備を検討しておく。 |

## 施策の柱 10 被災後の生活支援体制の充実

救急・医療体制の整備、食料・生活必需品の備蓄、災害時の避難所運営や様々な応急対応体制の整備を図ることにより、被災者に対する生活支援の充実を図ります。

## 分野別施策 29 避難所運営体制の整備

| アクション項目                | 期間 | 実施主体 | 担当課室     | アクションの概要及び目標                                                                                                     |
|------------------------|----|------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 108 田辺市避難所運営マニュアルの充実強化 | 短期 | 市    | 防災まちづくり課 | 避難所の運営方法についてまとめた田辺市避難所運営マニュアルを避難行動要支援者にも配慮した修正を行う。また、より実効性の高いものにするため、避難所運営訓練等を通じて出された課題等を基に毎年見直しを行い、必要があれば修正を行う。 |

### 分野別施策 30 情報発信体制の整備

| アクション項目                  | 期間 | 実施主体 | 担当課室                              | アクションの概要及び目標                                                                                    |
|--------------------------|----|------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 109 災害時の情報発信サイトの構築       | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>情報政策課<br>企画広報課<br>福祉課 | 大規模災害時に、災害情報や必要とする救援物資、ボランティア等についての情報発信や提供を求めるためのホームページ等を速やかに立ち上げられるよう、あらかじめサイトを構築しておく。         |
| 109 民間放送局を活用した情報伝達<br>-2 | 短期 | 市    | 企画広報課                             | 災害時はもとより、被災後における住民への情報発信手段として、地域のラジオ放送や地上デジタルデータ放送を通じて、警報等を即時伝達するとともに、避難所、安否情報などを伝える手段として活用を図る。 |

### 分野別施策 31 飲料水等の確保体制の整備

| アクション項目            | 期間 | 実施主体 | 担当課室            | アクションの概要及び目標                                                                                 |
|--------------------|----|------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 110 災害時における井戸水源の活用 | 中期 | 市    | 環境課<br>防災まちづくり課 | 市内の井戸について、所有者の承諾を得て災害時生活用水協力井戸としての登録を推進するため、災害時生活用水協力井戸水質検査補助金を実施し、災害時に生活用水として利用できる体制の強化を図る。 |
| 111 応急給水施設の整備      | 長期 | 市    | 防災まちづくり課        | 災害時における給水の効率化を図るため、給水基地からの運搬用給水タンク及び応急給水所となる指定避難施設等への防災用仮設水槽等備品の整備並びに耐震貯水槽の設置等を検討する。         |

### 分野別施策 32 緊急物資確保体制の整備

| アクション項目                         | 期間 | 実施主体 | 担当課室                        | アクションの概要及び目標                                                                             |
|---------------------------------|----|------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 112 大規模災害に備えた備蓄等の推進             | 短期 | 市    | 防災まちづくり課                    | 大規模災害時等に備え、資機材の整備及び備蓄を推進するとともに、策定済みの備蓄計画に基づき、品目、備蓄量、備蓄場所、備蓄手法、流通備蓄の方針等の運用及び必要に応じた見直しを行う。 |
| 113 市民の備蓄推進                     | 短期 | 住民   | 防災まちづくり課<br>行政局総務課          | 市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもと、大規模災害による流通機能等の停止を考慮して、最低3日分程度の食料の備えの推進を図る。                  |
| 113 救援物資の受入れと保管、仕分けの体制づくり<br>-2 | 中期 | 市    | 防災まちづくり課<br>行政局総務課<br>教育事務所 | 全国から届く救援物資の受入れ、保管及び仕分けについて、円滑に対応できるよう体制の整備と運用の強化を進める。                                    |



|     |               |    |   |                    |                                                                     |
|-----|---------------|----|---|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 114 | 民間輸送業者等との連携強化 | 短期 | 市 | 防災まちづくり課<br>行政局総務課 | 災害時における輸送及び物資の供給手段を確実に確保するため、締結済みの民間輸送業者等との協定に基づく連携体制の整備及び運用の強化を図る。 |
|-----|---------------|----|---|--------------------|---------------------------------------------------------------------|

### 分野別施策 33 被災者の健康支援体制の整備

| アクション項目                | 期間 | 実施主体               | 担当課室                     | アクションの概要及び目標                                                                       |
|------------------------|----|--------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 115 被災児童等のメンタルケア等の体制整備 | 短期 | 市<br>防災関係機関<br>その他 | 子育て推進課<br>学校教育課<br>健康増進課 | 関係機関等の協力を得て、被災児童等のPTSD等の精神面へのケア体制の充実を図る。                                           |
| 116 災害時地域精神保健活動の体制整備   | 短期 | 市                  | 障害福祉室                    | 自治体の精神保健医療福祉活動マニュアル等を参考としながら、災害時における地域精神保健活動を検討し、田辺市避難所運営マニュアルへの規定や市民相談窓口の体制を確立する。 |

### 分野別施策 34 被災者の相談体制の整備

| アクション項目                | 期間 | 実施主体 | 担当課室          | アクションの概要及び目標                              |
|------------------------|----|------|---------------|-------------------------------------------|
| 117 市民総合相談窓口開設の設置体制の確立 | 短期 | 市    | 自治振興課<br>関係課室 | 大規模災害時に市民総合相談窓口の開設ができるよう、体制やマニュアル等の整備を図る。 |

### 分野別施策 35 被災者の救援・生活支援対策の推進

| アクション項目              | 期間 | 実施主体 | 担当課室 | アクションの概要及び目標                                        |
|----------------------|----|------|------|-----------------------------------------------------|
| 118 被災者の救援・生活支援対策の推進 | 中期 | 市    | 福祉課  | 市民に対する様々な生活再建支援制度（弔慰金、見舞金、援護資金）の周知及び速やかな対応体制の実施を図る。 |

## 基本目標 3 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

### 施策の柱 10 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

被災後の迅速な復旧体制の構築を図るとともに、被災者及び被災事業者の迅速な再建と災害に強いまちづくりの復興を図れる体制づくりを行います。

#### 分野別施策 36 し尿、ごみ、がれき処理対策の強化

| アクション項目                   | 期間 | 実施主体 | 担当課室          | アクションの概要及び目標                                                                                                               |
|---------------------------|----|------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 119 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の検討 | 中期 | 市    | 環境課<br>廃棄物処理課 | 大規模災害発生後におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理方法をあらかじめ定めておく。                                                                                     |
| 120 仮設トイレの確保調達体制の整備       | 中期 | 市    | 環境課           | 大規模災害時における集落排水施設等が使用不可となった場合の代替措置として、仮設トイレの確保調達体制を整備しておく。                                                                  |
| 121 災害時における家庭ごみ処理の検討      | 中期 | 市    | 廃棄物処理課        | 大規模災害発生後における家庭ごみの処理を迅速・的確に行うため、処理方法をあらかじめ定めた収集運搬計画を作成する。                                                                   |
| 122 がれき、残骸物等処理の検討         | 中期 | 市    | 廃棄物処理課        | 地震発生後のがれき、残骸等の処理を迅速・的確に行うため、想定されるがれき、残骸等の処理方法をあらかじめ定めておく。                                                                  |
| 123 がれき仮置場の整備推進           | 中期 | 市    | 廃棄物処理課        | 災害時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、平常時からがれき仮置場候補地のリスト化及び利用調整を行い、震災後のがれき仮置場指定の迅速化を図る。<br>発生する廃棄物量を推測し、仮置きするための場所及び必要な面積を確保する。 |

#### 分野別施策 37 衛生、防疫、遺体処理活動体制の強化

| アクション項目       | 期間 | 実施主体 | 担当課室         | アクションの概要及び目標                                     |
|---------------|----|------|--------------|--------------------------------------------------|
| 124 防疫活動体制の整備 | 短期 | 市    | 環境課<br>健康増進課 | 被災地域等において、防疫活動が迅速・的確に実施できるよう、必要な活動体制や資機材等の整備を図る。 |
| 125 保健予防対策の充実 | 中期 | 市    | 健康増進課        | 避難施設や被災地域における健康調査及び保健予防対策の体制整備を図る。               |

### 分野別施策 ３８ 応急住宅対策の強化

| アクション項目            | 期間 | 実施主体 | 担当課室                   | アクションの概要及び目標                |
|--------------------|----|------|------------------------|-----------------------------|
| 126 応急住宅建設候補地の選定調査 | 短期 | 市    | 建築課<br>都市計画課<br>各施設所管課 | 大規模災害時の応急住宅建設候補地の選定調査を実施する。 |

### 分野別施策 ３９ 事業継続のための取組の推進

| アクション項目                                | 期間 | 実施主体 | 担当課室  | アクションの概要及び目標                                             |
|----------------------------------------|----|------|-------|----------------------------------------------------------|
| 127 民間事業者等における事業継続に係る公的融資制度周知等のための体制整備 | 短期 | 市    | 商工振興課 | 大規模災害時における民間事業者等の事業継続を確実にするため、公的融資制度の周知やあっせんのための体制整備を図る。 |

### 分野別施策 ４０ 災害復興対策の推進

| アクション項目                      | 期間 | 実施主体 | 担当課室             | アクションの概要及び目標                                                                  |
|------------------------------|----|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 128 災害復興計画の運用                | 短期 | 市    | 防災まちづくり課<br>関係課室 | 被災後の復興及び被災地域のまちづくりを迅速に進めるため、策定済みの事前復興計画に基づき、復興に向けた手順や体制の運用及び必要な見直しを行う。        |
| 128 津波の浸水が予想される区域における地籍調査の推進 | 長期 | 市    | 土地対策課            | 地籍調査の大きな成果の一つとして、土地境界の現地復元能力があり、被災後の速やかな復興のため、津波の浸水が予想される区域内の地籍調査事業をより一層推進する。 |

## 第4 用語解説

### 【あ行】

#### ○安否情報システム

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において地方公共団体が収集した住民の安否情報を総務大臣へ報告し、関係機関間で効率的に共有するために国が構築したシステムである。もともとは武力攻撃事態を想定して平成20年4月に運用が開始されたが、その後、自然災害にも対応できるようシステム改修が行われている。

平成23年の東日本大震災では、同システムに約16万3,000件の安否情報が登録され、自然災害で実際に活用された初の事例となった。また、災害対策基本法における安否情報提供事務に本システムを活用できるよう、制度面での整備も行われている。

### 【か行】

#### ○活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

#### ○急傾斜地崩壊危険区域（箇所）

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼす恐れのあるものについて、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき定められる区域または箇所。この指定により、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置について制限を受ける。

#### ○緊急地震速報

気象庁が、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報。

一般向けには、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名が発表される。

#### ○緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）

行政用専用回線を活用して、官邸と都道府県・市町村間で必要な情報を送受するシステム。

メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達することができる。

## ○学校における防災教育・安全指針

和歌山県教育委員会が策定した、地震・津波等の災害に備えるための防災教育および学校安全に関する指針である。

平成 15 年に「学校における防災教育指針」として策定されたのち、南海トラフ地震の切迫性などを受け、より包括的な安全管理を含む指針とするために平成 21 年に現行名称へ改訂された。

さらに、東日本大震災や紀伊半島大水害を教訓とし、内容の充実を図るために平成 26 年に再改訂が行われている。

## 【さ行】

### ○自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル

令和 3 年 3 月に厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）を受けて実施された「災害派遣精神医療チーム（DPAT）と地域精神保健システムの連携手法に関する研究」の研究班により作成された、自治体向けの災害時精神保健医療福祉活動の指針である。

本マニュアルは、阪神・淡路大震災以降の「こころのケア」実践の多様化、平成 15 年作成の災害時地域精神保健医療活動ガイドライン、平成 23 年東日本大震災で明らかとなった急性期支援機能の課題、ならびに平成 25 年に創設された DPAT の運用経験などを踏まえ、自治体が災害準備期から急性期・活動期・中長期に至るまで行うべき精神保健医療福祉活動を体系化している。

### ○暫定的津波避難ビル

津波避難施設が確保されるまでの暫定処置として、又は、万一逃げ遅れた住民が緊急的に退避する場所として、地域（自主防災組織等）で設定するビル等の施設。

津波による死者ゼロを目指し和歌山県が策定した、津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（平成 20 年 4 月）に示されている。

### ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）

津波警報・注意報、緊急地震速報、武力攻撃事態等情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星から受信し、防災行政無線を自動起動させることにより、瞬時に警報音と音声による放送を行うシステム。

### ○事前復興計画

大規模災害発生後の生活再建や地域復興を円滑かつ計画的に進めるため、平常時から復興の基本方向を定めておく計画である。田辺市では、南海トラフ巨大地震への備えとして、「田辺市事前復興計画」を令和 6 年 3 月に策定した。

### ○自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が協力して防災活動を行う任意の防災組織。

災害対策基本法第 5 条第 2 項において規定されている。

### ○地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき定められる区域又は箇所。この指定により、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、工作物の設置について制限を受ける。

### ○地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震防災対策特別措置法に基づき平成 7 年 7 月に設置された、政府（文部科学省）の特別機関である。地震に関する観測・測量・調査及び研究の成果を統合し、地震防災対策に資する施策を政府として一元的に推進する役割を担う。本部は文部科学大臣を本部長とし、関係府省の事務次官等を本部員として構成されている。

## 【た行】

### ○田辺市市営住宅長寿命化計画

市営住宅の現在の状況や今後の役割などについて検討し、建替え、耐震改修及び維持改修などの適切な整備の手法を選択することにより、効率的かつ効果的な住宅ストックマネジメントを実施することにより、住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として策定している計画。

### ○田辺市営住宅ストック総合活用計画

市営住宅の現在の状況や今後の役割などについて検討し、建て替え、耐震改修及び維持改修などの適切な整備の手法を選択することにより、市営住宅の適切な維持管理を図ることを目的として策定している計画。

### ○田辺市住宅耐震改事業

田辺市が行う木造住宅の耐震化支援制度であり、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を対象に、耐震改修工事や改修設計費に対して補助を行うもので、評点を 1.0 以上に改善する一般型耐震補強、評点 0.7 未満から 0.7 以上への改善を目的とする避難重視型補強、1 階のみを補強する改修、さらに既存住宅を解体して建替える現地建替え工事が対象となり、これらに係る耐震改修工事および改修設計費に対して市が補助を行う事業である。

### ○田辺市避難行動要支援者避難支援プラン

田辺市地域防災計画に位置付けられた、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした計画のこと。

避難行動要配慮者支援に係る考え方、自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について定めた「全体計画」と、避難行動要配慮者毎の具体的な避難支援策について定めた「個別計画」で構成される。

### ○田辺市耐震改修促進計画

和歌山県耐震改修促進計画を受けて、田辺市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に策定した計画。

- ・令和7年度の住宅耐震化率87.6%を令和12年度末までに92%に引き上げる。
  - ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化については所管行政庁である和歌山県と連携し検討して進めていく。
  - ・市有建築物の耐震化については耐震化を図る必要がある建築物16棟のうち2棟を令和12年度末までに耐震化する。
- ことなどを目標としている。

### ○田辺市地域防災計画

地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づき、都道府県又は市町村防災会議が策定する計画。

災害予防、災害応急対策、災害復旧などに関し、自治体及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とした計画。

田辺市地域防災計画は平成18年3月に策定され、毎年修正が行われている（平成25年度を除く）。

### ○田辺市津波避難困難地域解消計画

田辺市における南海トラフ巨大地震による津波からの避難が困難な地域の解消を目的として平成28年7月に策定された計画であり、この計画に基づき、芳養地区に平成31年3月、文里地区及び会津川左岸地区に令和3年3月、江川地区に令和4年3月に津波避難タワーを整備するとともに、目良地区では令和2年度に津波避難路を整備したことで、田辺市内の津波避難困難地域はすべて解消された。

### ○田辺市都市計画マスタープラン

都市の将来像、都市生活・経済活動等を支える都市整備の方針等、田辺市の概ね20年後の都市計画の基本的な指針として策定を行う計画。

### ○田辺市立地適正化計画

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化への対応や頻発する自然災害への備えを目的として、平成 26 年の都市再生特別措置法改正により創設された立地適正化計画制度のもとで、市町村が作成する計画です。居住や都市機能の誘導により、持続可能で安全安心に暮らすことのできる都市の形成を目指すものです。本市では、田辺市都市計画マスタープランでまちが目指すべき方向性として「田辺らしいコンパクトシティ」を掲げており、田辺市立地適正化計画は、その具体的な指針を定めるもので、令和 7 年度から策定作業に着手し、令和 9 年度中の公表を目指しています。

### ○田辺市木造住宅耐震診断

平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された延べ床面積 400 ㎡以下・2 階建て以下の木造軸組工法住宅を対象に、和歌山県の認定を受けた木造住宅耐震診断士が無料で実施する耐震診断事業であり、現地調査では①地盤と基礎を外観から確認し、②柱・壁・建物形状・壁配置等を図面により確認し、③床や屋根の状態を外観から調査し、④必要に応じて聞き取り調査などを行い、これらを踏まえて木造住宅の耐震性を総合評点により判定するものである。

### ○中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つ。

内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。

### ○津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム

平成 20 年 4 月に和歌山県が東海・東南海・南海 3 連動地震の津波による死者数をゼロにすることを目標とした計画。その後、平成 26 年 10 月には東日本大震災において、国内で過去最大規模の地震と津波により、沿岸部を中心に甚大な被害が発生したことから、国が公表した最大クラスの地震津波についても対策の検討を行い、東海・東南海・南海 3 連動地震および南海トラフ巨大地震の 2 つの地震からの死者数をゼロにすることを目標に改訂がなされた。

### ○津波避難困難地域

南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波の到達時間までに、安全な場所に避難することが困難な地域として、田辺市が抽出し、平成 26 年 10 月に和歌山県が公開。

田辺市では江川、文里、上屋敷、芳養、目良の 5 地区が対象となっている。



## ○津波避難ビル

津波から一時的な避難のための施設として利用する、堅固な中・高層建物・人工構造物による高台をいう。

平成 17 年 6 月に内閣府が示した「津波避難ビル等に係るガイドライン」において、満たすべき構造的要件、位置的要件や利用・運営に係る留意点等が示されている。

## ○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物。

## ○土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）によって、都道府県知事が定める区域。

土砂災害警戒区域は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

## ○土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難情報等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

## ○土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策推進等について定められている。

## ○土石流危険渓流（区域）

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流について、「国土交通省土石流危険渓流調査要領」に基づき定められる渓流または区域。

## 【な行】

### ○南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

### ○南海トラフ地震防災対策推進基本計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国の南海トラフ地震対策の基本的方針と具体的施策を体系的に定めた国の地震防災計画である。本計画は、令和 7 年 7 月 1 日に中央防災会議において大幅に改定され、令和 7 年 3 月に公表された最新の被害想定（最大約 29.8 万人の死者、約 235 万棟の建物全壊焼失）を踏まえ、今後 10 年間で死者数を概ね 8 割、建物全壊焼失棟数を概ね 5 割減少させることを減災目標として掲げている。改定後の計画では、「命を守る」対策（津波・建物倒壊等による直接死の防止）と、「命をつなぐ」対策（避難生活における災害関連死の防止）を中心に、205 項目の具体的施策を体系化し、国・地方公共団体・関係機関が総合的に取り組むべき事項を示している。

## 【は行】

### ○ハザードマップ

津波、洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮などの災害により被害が生じるおそれのある区域や危険度を地図上に示し、災害の種類に応じて津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップとして作成され、通常は危険度を色分けした表示に避難場所、避難所、避難経路、公共施設や要配慮者関連施設など住民の避難行動に必要な情報を併せて示すものである。

### ○避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）

気象警報等により災害の発生が予想される場合や、既に災害が発生して人的被害のおそれがある場合に、状況に応じて発令する情報であり、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の 3 種類で構成される。

### ○避難行動要支援者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要配慮者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切

に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、難病患者及び外国人等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

#### ○福祉避難所

災害発生時等に、通常の指定避難施設では生活が困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる体制が整備された避難所のこと。

#### ○防災行政無線アンサーバック局

防災行政無線（同報系）の屋外子局のうち、放送を受信するだけでなく、本庁及び消防本部等と連絡をとり合うことができる双方向通信機能を持たせた子局のこと。

### 【ま行】

#### ○無料耐震補強設計審査

耐震診断を受けた結果、住宅の所有者が依頼した補強設計について、補強方法や費用等についての審査や効果等についての助言を無料で受けられる制度。

### 【わ行】

#### ○和歌山県地震被害想定調査報告書

県内に大きな影響を及ぼす可能性のある「①東海・東南海・南海地震（同時発生）」、「②南海トラフ巨大地震」、の2つの地震を想定し、これらの地震が発生した際に予想される物的被害や人的被害、また社会活動に関わる影響を予測した調査報告書。

地震が発生した際の「災害像」を確立し、今後の防災対策を検討していくための基礎資料とすることを目的として和歌山県が平成26年3月に公表した。

#### ○和歌山県土地利用基本計画

和歌山県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を更に推進するため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として和歌山県が作成した計画。